

Client Alert

15 November 2021

本アラートに
関するお問い合わせ先



井上 朗
パートナー
03 6271 9463
akira.inoue@bakermckenzie.com

内部通報者保護指令に基づく内部通報制度の導入期限迫る

2021年12月17日に向けて準備は万全だろうか。EU加盟国は、同日までに、内部通報者の保護を定めた包括的なEU指令（Directive (EU) 2019/1937）（「公益通報者保護指令」）を国内法化する。従業員250名以上の事業者は、同日までに、内部通報制度を導入しなければならないが、同指令に基づく内部通報制度は導入済みであろうか。同期日まで1か月余りであるが、再度、公益通報者保護指令を概観するとともに、導入すべき内部通報制度をおさらいしておきたい。なお、従業員50名以上、249名以下の事業者が内部通報制度を導入する期限は2023年12月17日であり後2年間の猶予があるが、計画的に制度導入を進める必要がある。

公益通報者保護指令の要点

1. 目的及び対象者

公益通報者保護指令は、EU法令に対する違反を通報した者を保護する最低限の基準を定めることで、EU法令の遵守を促進することを目的とする（同1条）。同指令は、公共調達、金融（マネーロンダリング、テロ資金調達の防止等）、製品・運輸安全、環境保護、放射線防護、食品安全、公衆衛生、消費者保護、個人データ保護等の分野におけるEU法令に関する公益通報を対象とし、具体的な対象法令のリストを附則に列挙している（同2条、附則）。同指令の保護の対象は、通報すべき法令違反があることを業務上知った者であり、労働者（公務員を含む）、自営業者、株主、役員、ボランティア、研修生、請負・下請企業等の指揮下にある者等である。また、過去に業務上の関係があった者、業務上の関係が始まる前の者、通報に際し通報者を支援する者も対象となる（同4条）。同指令の保護は、通報者が、通報時点で通報内容を真実であると信じる合理的な理由があり、同指令に定める内部通報、外部通報又は公への開示を行った場合に適用される（同6条）。

2. 内部通報

加盟国は、公私の法人（民間については従業員規模50人以上）が、組織内部における通報手続を定めるよう取り計らわなければならない（同8条）。この通報手続には、通報者の身元の機密性を確保できるよう取り計らわれた通報受付窓口の設置、通報者への通報受付通知（受付から7日以内）、通報内容を検証する公正な担当者の指名、入念な検証の実施、通報受付通知から3か月以内の通報者への検証内容の報告等が含まなければならない（同9条）。なお、加盟国は、通報を受け付け、検証し、結果を報告する独立の担当行政機関を指定する。通報者は、内部通報後又は内部通報を経ずに直接、当該行政機関に通報できる。当該行政機関は、内部通報の手続と同様に、通報受付窓口の設置や入念な検証を行う（同10条、同11条）。また、通報者が内部通報の後に外部通報を行い、又は、内部通報を経ずに直接外部通報を行ったにもかかわらず、適切な対応がなされなかった場合には、通報者は、



報道機関への通報等により、通報内容を公に開示することができる。ただし、公益に差し迫った明白な危険がある場合や、報復のおそれがある又は外部通報では適切な取扱いが期待できない場合には、通報者は、直接報道機関等に通報し、通報内容を公に開示することができる（同 15 条）。

3. 内部通報及び外部通報における通報に適用される条件

加盟国は、通報者の同意なく、その身元が開示されないことがないようにしなければならない（同 16 条）。個人データは、一般データ保護規則 5 等の規定に従って取り扱わなければならない（同 17 条）。加盟国は、公私の法人及び担当行政機関が受け付けた情報に関する記録を保持するよう取り計らわなければならない（同 18 条）。

4. 通報者の保護

加盟国は、通報者への報復（停職・降格・転勤・減給・有期雇用契約の更新停止等）を禁じ、報復から通報者を保護する措置を講じなければならない（同 19 条、21 条）。また、加盟国は、通報手続等に関する情報提供等により通報者を支援し（同 20 条）、通報の関係者が救済や公正な裁判の権利等を享受できるようにしなければならない（同 22 条）。加盟国は、通報の隠ぺい、通報への報復、誤情報の故意の通報等に適用される罰則を規定する（同 23 条）。

導入すべき内部通報制度

公益通報者保護指令への対応として最も重要であるのが、同指令に従った内部通報制度の構築であり、多くの事業者が対応に追われている。

公益通報者保護指令には導入すべき内部通報制度についての具体的な指針は示されていないが、前述の通り、外部通報が先行する可能性に加えて、内部通報者は、事業者との秘密保持条項に反して通報したとしてもその責任を負わず、通報のためであれば営業秘密を開示することも許容されている（同 21 条）ことを勘案するのであれば、できるだけ内部通報者に利用しやすい制度（通報者に関する情報の秘匿、不利益処分の不存在、通報しやすい社内文化、内部通報制度の周知徹底等）を構築するとともに、社内に制度の存在を周知・徹底し、内部通報を促進することで、不祥事を社内でもコントロールできる体制にしておくことが重要であろう。通報の方法は書面及び口頭のいずれでも受け付け可能とするとともに、多言語対応可能とする必要がある。また、匿名の通報が許容されるか否かは、加盟国法に委ねられているが、上述のとおり、内部通報を推奨するという点を重視するのであれば、匿名の通報を許容することも検討に値するといえる。